

追加 SGEC 認証制度に関する Q and A

2017年5月15日

追加 SGEC 認証制度に関する Q and A 質問

1. 認証書は企業が販売する木材について、その木材が認証（適用）範囲外であっても認証規格を遵守していることを証明しますか？
2. DDS は企業の生産範囲にあるすべての製品（すべての投入原材料）に適用されるのですか？
3. 原材料を正式に「SGEC/PEFC 管理材」として販売するためには、CoC管理事業体（企業）はその原材料に認証番号と「SGEC/PEFC 管理材」のSGEC/PEFC 主張を表示しなければなりませんか？
4. 上記の解答に関連し、CoC管理事業体（企業）がSGEC/PEFC のDDS を実行すると、「その他の原材料」は「SGEC/PEFC管理材」となりますが、SGEC/PEFC の主張を付して販売して良いのですか？
5. 「SGEC/PEFC 管理材」の主張は消費者に販売する最終商品にも使用が可能ですか？
6. パーセンテージ方式で、SGEC/PEFC 認証原材料をSGEC/PEFC 管理材に混合することはできますか？
その場合、主張はどうなりますか？
「X%SGEC/PEFC 認証」となるのですか？
7. SGEC/PEFC 管理材の扱いをCoC 認証書の認証（適用）範囲に記述する必要がありますか？

追加 SGEC 認証制度に関する Q and A

(認証書の認証範囲)

1. 認証書は、企業が販売する木材について、その木材が認証（適用）範囲外であっても認証規格を遵守していることを証明しますか？

本来認証書は、出処に問題がある原材料の調達のリスクが「極小」であるかどうかを検証するものです。この検証は、認証書（CoC）の認証（適用）範囲に含まれる木材・木製品にのみ適用されます。CoC管理事業体（企業）が、SGEC/PEFC のDDS を自社が販売するすべての木材・木製品を適用したい場合は、自社のすべての木材・木製品がSGEC/PEFC のCoC の認証（適用）範囲に含まれることを確実にしなければなりません。

(DDS)

2. DDS は企業の生産範囲にあるすべての製品（すべての投入原材料）に適用されるのですか？

DDS は、CoC管理事業体（企業）のSGEC/PEFC-CoC の認証範囲にある木製品にのみ適用されます。CoC の対象範囲外にある木製品については、DDS の実行によって検証されません。もしCoC管理事業体（企業）がDDS をすべての又は追加木製品に適用したい場合には、現状の木製品についての認証（適用）範囲を拡大する必要があります。

(管理材)

3. 原材料を正式に「SGEC/PEFC 管理材」として販売するためには、CoC管理事業体（企業）はその原材料に認証番号と「SGEC/PEFC 管理材」のSGEC/PEFC 主張を表示しなければなりませんか？

「SGEC/PEFC 認証材」の販売と同じように、「SGEC/PEFC 管理材」についてもその情報を伝達する必要があり、SGEC/PEFC 主張と認証番号の表示が求められます。

4. 上記の解答に関連し、CoC管理事業体（企業）がSGEC/PEFC のDDS を実行すると、「その他の原材料」は「SGEC/PEFC管理材」となりますが、SGEC/PEFC の主張を付して販売して良いのですか？

SGEC/PEFC 認証主張を付せずに販売する原材料は、「SGEC/PEFC 管理材」として主張して販売することが出来ます。

5. 「SGEC/PEFC 管理材」の主張は消費者に販売する最終商品にも使用が可能ですか？

SGEC/PEFC 管理材は、消費者に対しても主張して販売できます。但し、SGEC/PEFC 管理材のロゴラベルはありません。

6. パーセンテージ方式で、SGEC/PEFC 認証原材料をSGEC/PEFC 管理材に混合することはできますか？

その場合、主張はどうなりますか？

「X%SGEC/PEFC 認証」となるのですか？

パーセンテージ方式により管理されている原材料にSGEC/PEFC 管理材を投入する場合には、SGEC/PEFC 管理材は「その他の原材料」として扱われ、それ以外の「その他の原材料」と同様に認証原材料と混合することは可能です。但し、これを認証率に合算することはできません。なお、CoC管理事業体（企業）は、「SGEC/PEFC 認証」主張を付して販売することができないすべての製品に「SGEC/PEFC 管理材」の主張を付すことが出来ます。この場合、SGEC/PEFC 管理材の主張には、パーセンテージ表示をしません。

7. SGEC/PEFC 管理材の扱いをCoC認証書の認証（適用）範囲に記述する必要がありますか？

CoC認証書の認証（適用）範囲に「SGEC/PEFC 認証」の木製品の扱いが記述されるのと同様に、「SGEC/PEFC 管理材」の木製品を販売する場合には、そのCoC認証書の認証（適用）範囲に「SGEC/PEFC 管理材」について記述しなければなりません。